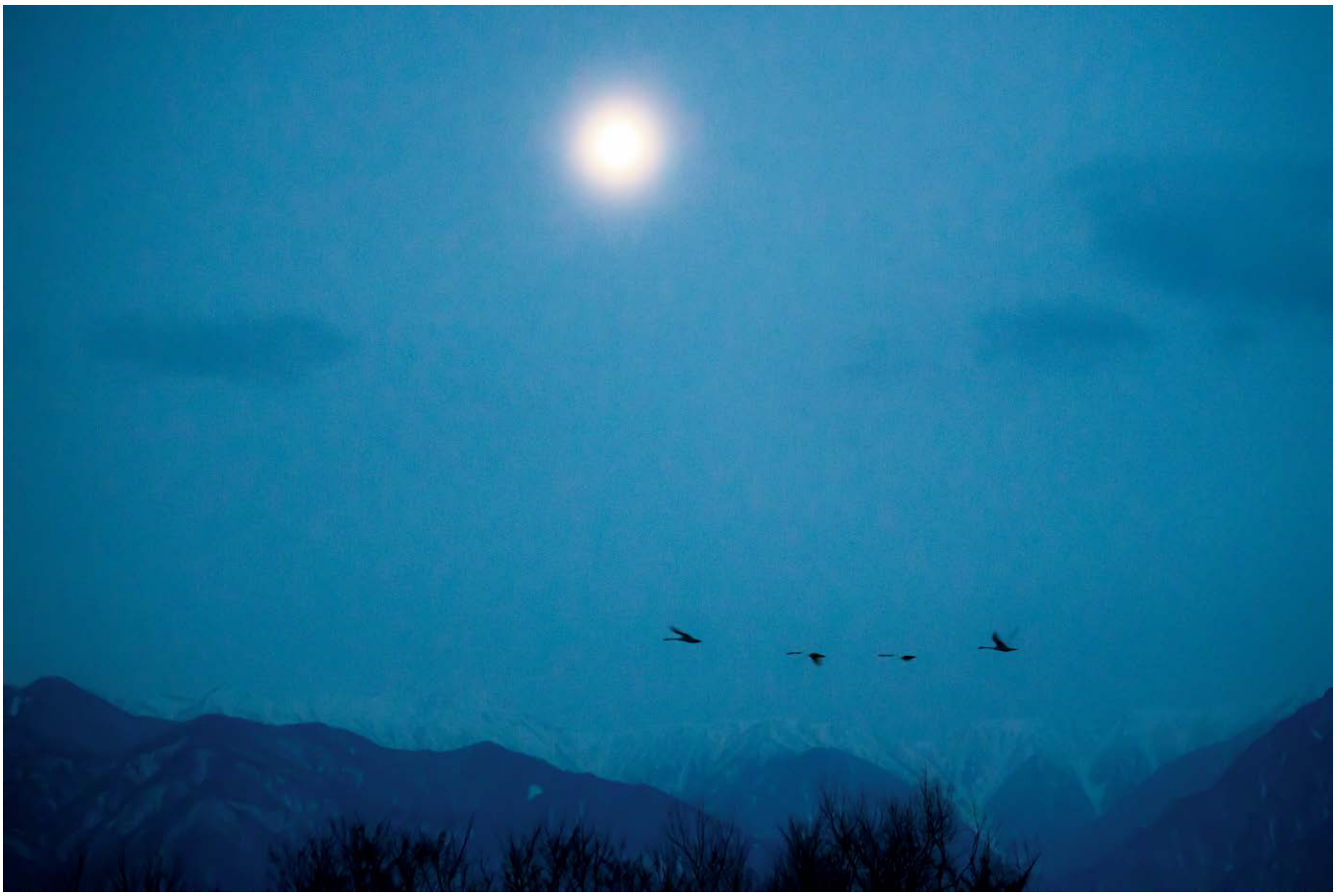
NO.56
令和8年11月

松本広域連合ニュース

アルプスの風





松本広域エリアフォトコンテスト2024 入賞　『月夜に翔ぶ』安曇野市



- 広域連合議会開催報告　ほか
- 広域消防局からのお知らせ

#まつもトコトコ

ナビゲーター はっち だよ！

ホームページも見てね！

matsu-toco.com

圏域推計人口　令和8年9月1日　現在

世帯数(世帯)	人口総数(人)	
	410,497	
185,600	男(人)	女(人)
	201,330	209,167

発行　松本広域連合

〒390-1401　松本市波田4417番地1　松本市役所波田支所4階
TEL.0263-87-5460(総務課) 0263-87-5461(福祉・地域課)
FAX.0263-87-5462
E-mail info@m-kouiki.or.jp　URL https://www.m-kouiki.or.jp

令和８年松本広域連合議会 第１回臨時会

7月13日に令和8年松本広域連合議会第1回臨時会が開催されました。

本臨時会では、常任委員等の選任が行われ、新体制での議会がスタートしました。

◆議　長　阿部　功祐

◆副議長　赤羽　誠治

◆常任委員会及び議会運営委員会構成

(◎印は委員長　○印は副委員長)
<議席順>

総務民生委員会　12人

◎清水　清	○菊地　徹
藤澤　幸恵	青木　博文
窪寺　務	今井美智子
太田　正徳	横内　裕治
増田望三郎	村上　幸雄
青柳　充茂	川久保文良

消防委員会　12人

◎内川　集雄	○小口　直実
丸山　健太	阿部　功祐
赤羽　誠治	太田　更三
木船　潤一	牛丸　仁志
犬飼　明美	近藤　晴彦
春日　仁	小林　弘之

議会運営委員会　5人

◎川久保文良	○青木　博文
窪寺　務	内川　集雄
牛丸　仁志	

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

令和８年松本広域連合議会第１回臨時会には、臥雲広域連合長から議案５件が上程され、慎重審議の結果、原案のとおり可決されました。

また、議員提出議案が2件上程され、原案のとおり可決されました。

◆提出議案

・議案第１号
　松本広域連合行政手続条例の一部を改正する条例
・議案第２号
　松本広域連合特別職報酬審議会条例の一部を改正する条例
・議案第３号
　財産の取得について(消防ポンプ自動車(水槽付))
・議案第４号
　財産の取得について(はしご付消防自動車)
・議案第５号
　財産の取得について(高規格救急自動車)

◆議員提出議案

・議第１号
　松本広域連合議会傍聴規則の一部を改正する規則
・議第２号
　松本広域連合議会委員会傍聴規則の一部を改正する規則



第1回臨時会の様子

介護認定審査会及び障害支援区分認定審査会　判定状況

松本広域連合では、介護認定審査会及び障害支援区分認定審査会を設置し、介護認定審査及び障害支援区分認定審査を行っています。

令和７年度の審査判定状況についてお知らせいたします。

令和７年度審査判定状況

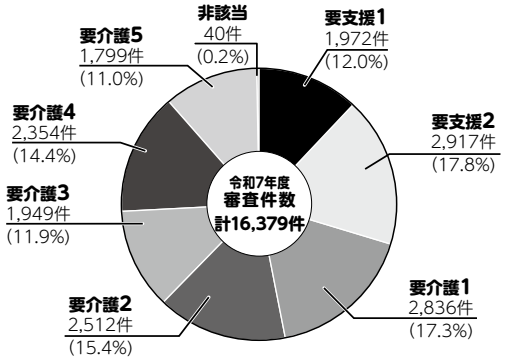
要介護認定の審査判定件数は、前年度に比べ1,221件増の16,379件、生活保護法に基づく介護扶助実施に係る委託審査は22件でした。

障害支援区分認定の審査判定件数は、前年度に比べ217件減の940件、訓練等給付個別審査は22件でした。

適正で迅速な審査判定事務

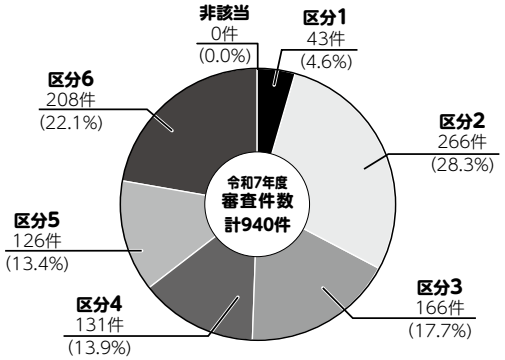
要介護認定及び障害支援区分認定の審査判定にあたっては、認定調査基準に基づく適正な調査が行われ、公平・公正な審査判定基準により円滑かつ迅速な審査が実施されるよう、今後とも研修等を通じて資質の向上を図り、運営の適正化に努めます。

●介護認定審査●　審査会開催回数 450回



※上記の表は、通常審査の件数と構成比を示したもの（介護扶助実施に係る委託審査を除く）

●障害支援区分認定審査●　審査会開催回数 39回



※上記の表は、通常審査の件数と構成比を示したもの（訓練等給付個別審査を除く）

人事行政の運営等の状況の公表

人事行政の公平性・透明性の確保を目的とした「松本広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、職員数・給与・福利厚生・研修などの状況について公表します。

1　職員数及び任免の状況

○職員数

部門	職員数 令和７年度	職員数 令和８年度	対前年増減数
一般行政	9人	9人	0人
消　防	403人	419人	16人
合　計	412人	428人	16人

※職員数は会計年度任用職員等を除きます。

○採用及び退職の状況

令和８年度採用者数	27人
令和７年度退職者数	9人
増　減	18人

○等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和8年4月1日現在）

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計 (人)	合計 (%)	内訳 職名	内訳 (人)	職制上の段階 (人)	職制上の段階 (%)	段階
1級	1　定型的な業務を行う職務 2　主事又は技師の職務	68	15.89%	事務員	－	219	51.17%	係員級
				主事	1			
				消防士	58			
				消防副士長	8			
				消防士長	1			
				計	68			
2級	比較的高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務	46	10.75%	主事	－			
				消防士	3			
				消防副士長	2			
				消防士長	40			
				主任	1			
				消防司令補	－			
				計	46			
3級	主任の職務	105	24.53%	主任	1			
				主任（消防士長）	14			
				主任（消防司令補）	90			
				主査	－			
				計	105			
4級	係長、主査又は主査補の職務	73	17.06%	主査補	－	73	17.06%	係長級
				主査補（消防司令補）	－			
				主査	－			
				主査（消防司令補）	30			
				係長	1			
				係長（消防司令補）	42			
				計	73			
5級	課長補佐の職務	111	25.93%	課長補佐	5	111	25.93%	課長補佐級
				課長補佐（消防司令）	106			
				計	111			
6級	課長の職務	17	3.97%	課長	2	17	3.97%	課長級
				出張所長（消防司令長）	4			
				消防署長（消防司令長）	10			
				担当課長（消防司令長）	1			
				課長（消防司令長）	－			
				計	17			
7級	1　次長の職務 2　困難な業務を行う課長の職務	6	1.40%	課長（参事）	－	6	1.40%	次長級
				消防署長（消防司令長・参事）	1			
				課長（消防司令長・参事）	3			
				消防署長（消防監・参事）	1			
				消防局次長（消防監）	1			
				計	6			
8級	部長の職務	2	0.47%	事務局長	1	2	0.47%	部長級
				消防局長（消防正監）	1			
				計	2			
	合　計	428	100.00%					

2　職員の給与の状況

○人件費の状況（一般会計決算）

区　分	歳出額（A）	人件費（B）	人件費率（B/A）
令和７年度	54億395万円	40億807万円	74.2%

※人件費には、特別職に支給される報酬等を含みます。

○職員給与費の状況（一般会計決算）

区　分	職員数（A）	給与費			1人あたり給与費（B/A）
		給料	職員手当	（内 期末・勤勉手当）	
令和７年度	412人	17億163万円	13億9,558万円	（7億3,208万円）	752万円
給与費 計（B）		30億9,721万円			

※給与費には、共済費及び退職手当を含みません。

○職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（令和8年4月1日現在）

区　分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
松本広域連合	330,400円	433,055円	39.8歳
長　野　県	345,595円	417,977円	44.5歳

※給与月額は、給料月額に扶養手当、住居手当、時間外勤務手当等の諸手当を加えた額です。

○職員の初任給の状況（令和8年4月1日現在）

区　分	松本広域連合	長　野　県	国
上　級	232,000円	242,500円	232,000円
初　級	200,300円	211,000円	200,300円

※区分は採用区分を表しており、国及び県では、大卒を上級、高卒を初級と区分します。

○職員手当の状況

＜期末手当・勤勉手当（令和７年度）＞

区　分	支給割合	
	期末手当	勤勉手当
6月期	1.25 月分	1.05 月分
12月期	1.275月分	1.075月分
合　計	2.525月分	2.125月分

※職務の級による加算措置があります。

＜退職手当の支給割合（令和8年4月1日現在）＞

区　分	支給率	
	自己都合	勧奨・定年
勤続２０年	19.6695月分	24.586875月分
勤続２５年	28.0395月分	33.27075 月分
勤続３０年	34.7355月分	40.80375 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分

＜特殊勤務手当の状況（令和７年度）＞

区　分	内容等
職員全体に占める手当支給職員の割合	96.1%（396人）
支給職員１人あたり平均支給年額	197,853円
特殊勤務手当の種類	3種類
特殊勤務手当の名称	出動手当・夜間特殊業務手当・特定行為手当

＜時間外勤務手当（令和７年度）＞

区　分	支給額
職員全体に占める手当支給職員の割合	93.9%（387人）
支給総額	13,884万円
支給職員1人あたり平均支給年額	358,757円



○その他の手当の状況（令和8年4月1日現在）

区　分	内　容　等
扶養手当	他に生計の手段がなく、主に職員の扶養を受けて生活している親族のある職員に支給されます。
地域手当	地域の民間賃金水準を給与に適切に反映するよう、民間賃金水準との調整を図るため支給されます。
住居手当	借家等に居住し、一定額を超える家賃などを支払っている職員に支給されます。
通勤手当	公共交通機関等を利用、又は交通用具を使用して通勤する職員に支給されます。

※この他、管理職手当、寒冷地手当等の手当が支給されます。

3　職員の勤務時間その他の勤務状況

○勤務時間

勤務時間	日　勤	午前8時30分から午後5時15分まで
	当　番	午前8時30分から翌日の午前8時30分まで

○年次休暇の取得状況　　令和７年中　平均13.88日



4　職員の分限処分及び懲戒処分の状況（令和７年度）

○分限処分　２件
○懲戒処分　０件

5　職員の研修及び勤務成績の評定の状況（令和７年度）

○職員の研修の状況

区　分	研修内容	延べ受講者数
共同研修	カスタマーハラスメント研修	69人
一般研修	教養実務研修	988人
	消防実務研修	44人

※共同研修の延べ受講者数には、関係市村からの受講者は含まれません。

○職員の勤務評定の状況　　年１回



6　職員の福祉及び利益の保護の状況（令和７年度）

○健康診断などの実施状況

健康診断	特定業務従事者健診
388人	302人

※特定業務従事者健診（6ヵ月ごと1回）
　深夜業などの特定業務に従事する職員が対象となります。

○公務災害の認定　１件
○勤務条件に関する措置の要求の状況　０件
○不利益処分に関する不服申し立ての状況　０件
○職員共済会の設置及び活動状況

　地方公務員法第42条に基づく職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項を実施するため、松本広域連合職員共済会を設置し、保健保養、教養、体育振興などの事業を行っています。

　職員共済会は、職員からの月会費（給料月額の3.0/1,000）と広域連合補助金（給料の2.2/1,000）により運営されています。

令和７年度情報公開制度・個人情報保護制度の実施状況

松本広域連合では、開かれた行政を目指して、情報公開の推進と住民の皆さんの個人情報の適正な取り扱いに努めています。

1　情報公開の実施状況

（件）

実施機関	請求	処理内訳					不服申立
		公開	部分公開	非公開	取下げ	不存在	
広域連合長	18	8	10	－	－	－	－
議会	－	－	－	－	－	－	－
選挙管理委員会	－	－	－	－	－	－	－
監査委員	－	－	－	－	－	－	－
公平委員会	－	－	－	－	－	－	－
合　計	18	8	10	－	－	－	－

2　個人情報保護の実施状況

（件）

実施機関	請求	処理内訳					不服申立
		開示	部分開示	非開示	取下げ	不存在	
広域連合長	18	7	11	－	－	－	－
議会	－	－	－	－	－	－	－
選挙管理委員会	－	－	－	－	－	－	－
監査委員	－	－	－	－	－	－	－
公平委員会	－	－	－	－	－	－	－
合　計	18	7	11	－	－	－	－

問い合わせ先　松本広域連合事務局総務課　TEL.0263-87-5460



通信指令課に初の女性職員!



女性専用施設を整備





女性用仮眠室



119番通報を受け、消防車や救急車の出動指令を行う通信指令課。
一刻を争う通報に迅速かつ的確に対応し、消防・救急活動を支える部署です。

昨年度、女性職員が勤務できる環境を整えるため、通信指令課に女性専用施設を整備し、本年度、当消防局で初めて女性職員が配属されました。

今後も、誰もが働きやすい職場環境の整備を進め、地域の安心・安全を守る消防体制の充実につなげていきます。

119番通報に関する通信指令課からのお願い



出動する場所から教えてください!





119番通報ってどんなことを話したらいいのか不安なのですが…



通信指令員が消防の出動する場所、病状等を順番にお尋ねします。落ち着いてお答えいただければ大丈夫です。火災でも救急の場合でも、まずは場所からお尋ねします。



救急車や消防車はサイレンを消して走行することはできません。



隣近所の迷惑になるから、救急車や消防車のサイレンの音を消してきてほしいのですが…



救急車や消防車は、緊急走行で駆け付けます。その際に**赤色灯やサイレンは法律の定めで消すことができません。**緊急時はお互い様とお考えいただき、安全な運行にご理解・ご協力をお願いします。



誤って通報した場合は、緊急通報ではないことを教えてください!



それはどのような時ですか?

最近は**スマートフォンの機能で、自動的に119番通報される場合**があります。



スマートフォンへの**衝撃を検知して、自動的に119番に通報されてきます。**



そういう時はどうしたらいいですか?

電話がつながっている場合は切らずに「間違い」と伝えてください。気づかずに通報されていた場合でも、**通信指令員が通報先に掛け直し、救急や火災でないことを確認しますので、その場合も応答していただきますようお願いします。**



「今まで大丈夫だったから」が一番危ない

気象状況に応じた屋外での火の使用に関わる新たなルールとして、松本広域消防局では令和8年1月1日から**林野火災注意報**の運用を開始しました。

林野火災注意報

松本広域連合火災予防条例第29条の8

努力義務

火災の危険性が高まっているため、
火の使用の制限に従うよう
努める

罰則なし

火災警報

消防法第22条

強い制限

火災の危険が**極めて高く**、
消防法に基づき火の使用が
厳しく制限される

罰則あり

①・②どちらかの条件が発令の判断基準になります。

①前3日間の雨が1mm以下＋前30日間の雨が30mm以下
②前3日間の雨が1mm以下＋「乾燥注意報」が発令中

屋外での火の使用の制限に従うよう
努めなければならない

努力義務

①実効湿度60%以下・最小湿度40%以下＋最大風速7m／sを超える見込みのとき
②平均風速10m／s以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき

屋外での火の取り扱いを
しないこと

30万円以下の罰金または拘留の可能性

たき火、枯草焼き及びあぜ焼きなどは、事前に届け出が必要です。

「火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出」を作成し、消防署・出張所に届け出てください。
※不明な点は、お近くの消防署・出張所にお問い合わせください。

よくあるご質問（Q&A）

Q.三九郎は例外か?

A・例外ではありません。
- **届け出＝許可**ではありません。
- **注意報**発令時は、**控えてください。**
- **警報**発令時は、**実施しないこと。**
- 三九郎は**予備日**を設けましょう。

Q.従わなかったらどうなるの?

A・林野火災注意報のとき
　屋外で火を取り扱い、火災を引き起こした場合、法律上「**重過失（重大な過失）**」と認定される可能性があります。

A・火災警報のとき
　屋外での火の取り扱い自体が「罰則」の適用対象となる可能性があります。

【罰則】30万円以下の罰金または拘留

Q.林野火災注意報や火災警報は、どうすれば分かりますか?

A・**ホームページ**に掲載
- 消防署に**のぼり旗を掲揚します。**
- 消防車の**巡回広報を実施します。**
- 消防署にお**問い合わせ**ください。
- たき火などの**届け出者**には連絡します。

松本広域消防局ホームページ

こちらから発令状況をチェック！

お願い

林野火災注意報が発令されていなくても、強風注意報発令時（平均風速13m/s以上※見込み含む）は**火の粉が飛び**、火災となる危険がありますので火を取り扱わないようお願いします。



【緊急時は１１９】
お問い合わせ・届け出先：
　松本広域消防局予防課 または お近くの消防署・出張所へ
　（予防課：0263－25－1599　Mail：shobo_yobo@m-kouiki.or.jp）
※消防署・出張所の連絡先は、右記のＱＲコードからご確認ください。

令和八年十一月発行　第五十六号　編集・発行／松本広域連合　住所／松本市波田四四一七番地一



令和8年 秋の火災予防運動



11月9日から11月15日まで、全国一斉に**秋の火災予防運動**が実施されます。

この運動は、火災が発生しやすい時期を迎えるにあたり、防火意識の普及啓発により、火災の発生防止を目的として行われます。

これから暖房器具を使用する機会が多くなります。火を取り扱う周囲には燃えやすいものを置かないなど、十分注意して使用するようお願いします。

また、たき火・火入れ（あぜ焼き）等が原因での火災が多く発生しています。

屋外での火の取り扱いは十分に注意し、風の強い日はたき火等を行わないでください。

※たき火・火入れ（あぜ焼き）等をする場合は、条例で定められた様式で消防署に届け出をする必要があります。不明な点は、お近くの消防署にお問い合わせください。



令和7年の火災発生件数

区　分	火災件数	建物火災	林野火災	車両火災	その他の火災	死者数
計	148	64	8	9	67	7

令和7年の松本広域連合関係市村の火災件数は148件で、前年と比べ28件増加となりました。

火災件数の種別ごとの内訳では、**建物火災64件**（4件減）、**林野火災8件**（6件増）、**車両火災9件**（8件減）、**その他の火災67件**（34件増）となっています。

引き続き、火災予防にご協力をお願いします。

※（　　）内は前年との比較



「第54回全国消防救助技術大会」へ出場しました。

令和8年8月22日に新潟県新潟市で開催された第54回全国消防救助技術大会において、個人種目の「はしご登はん」で長野県の代表として出場し、入賞を果たしました。

塔の手前2m地点で自身の腰に安全確保を行った後、垂直はしごを15m登る競技です。

これからも地域の皆さんの安全・安心を守るため、日々の訓練に取り組んでいきます。





迷った時の「＃7119」



印刷／株式会社綜合印刷